

ツキノワグマ等市街地等出没対応マニュアル

令和 2 年 3 月

(令和 3 年 4 月改正)

(令和 7 年 9 月改正)

鹿 角 市

鹿角市鳥獣被害防止対策協議会

目 次

第1 対応マニュアル策定の目的	· · · · P 1
第2 基本方針	· · · · P 1
1. 住民への注意喚起と安全確保	· · · · P 1
2. 排除と捕獲	· · · · P 1
第3 対応従事者の心構え等	· · · · P 1
1. 平素の心構え	· · · · P 1
2. 緊急時の心構え	· · · · P 2
3. 対応のための備え	· · · · P 2
4. 対応訓練等の実施	· · · · P 3
第4 対応要領	· · · · P 3
1. 出没状況に応じた対応レベルの設定	· · · · P 3
2. 監視警戒レベルにおける対応	· · · · P 3
(1) 監視警戒レベルにおける関係機関の役割	· · · · P 3
(2) 現地等における対応	· · · · P 4
ア 市民への注意喚起	· · · · P 4
イ 対応職員等の動員	· · · · P 4
ウ 現地調査	· · · · P 4
3. 緊急出動レベルにおける対応	· · · · P 4
(1) 緊急出動レベルにおける関係機関の役割	· · · · P 4
(2) 現地における対応	· · · · P 5
ア 現地本部の設置	· · · · P 5
イ 指揮者の選任	· · · · P 5
ウ 警戒区域の設定	· · · · P 5
エ 住民の安全確保	· · · · P 6
オ 現地対応従事者の行動	· · · · P 6
カ 対応方針の決定	· · · · P 6
(3) 庁内本部における対応	· · · · P 6
ア 庁内本部の設置	· · · · P 6
イ 警戒区域の設定に係る市民への周知	· · · · P 7
ウ 警戒区域内の施設等への連絡	· · · · P 7
エ 各施設等における退避行動等	· · · · P 7
オ 退避誘導に係る市職員の緊急動員	· · · · P 7
(4) クマの排除に向けた対応	· · · · P 8
ア 追払い	· · · · P 8
①追払いルートの選定	· · · · P 8
②追払いの開始	· · · · P 8
③追払いの方法	· · · · P 8

イ 捕獲	· · · · P 8
①麻酔薬による捕獲	· · · · P 8
②箱罠による捕獲	· · · · P 9
③銃砲による捕獲	· · · · P 9
(5) 対象個体を見失った場合の対応	· · · · P 9
第5 再出没防止対策の実施	· · · · P 9

別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割

別表2 緊急連絡チャート

別表3 施設等の区分及び市の所管部署

別表4 捕獲環境要件チェックリスト

別表5 緊急銃猟実施体制

〔参考〕関係法令等（抜粋）

緊急銃猟関係様式

ツキノワグマ出没点検マニュアル

市街地等におけるツキノワグマ対応時の心得

- 1 クマは本来、臆病で人間との接触を避けるように行動するものであるが、人里の近郊で繁殖した一部の個体においては、人間を恐れないような行動を示すものが現れています。市街地等に出没するクマは、特にこのような傾向があるものと捉え、一般的な個体から予想されるものとは異なる行動をする場合があることを意識しておくこと。
- 2 市街地に迷い込んだクマは、本来自身にとって脅威である人間に囲まれ、普段はない緊張状態に置かれており、ストレスから突如興奮状態となる危険性が高い状況にある。落ち着いて同じ場所に留まっているように見えても、突如事態の急変が起きるため、対応には時間的余裕はないものと心得ておくこと。
- 3 計画的に対応しなければ市民に危険が及び、また、早期に適切な判断を下さなければ事態制圧も難しくなるものと捉え、全員が連絡・協力のもと行動する必要があると心得ておくこと。
- 4 先の見通しもなくクマの動向に流されながらの対応では、混乱を招くだけであり、市民の安全は確保できないものと心得ておくこと。
- 5 パニックになったクマは、人混みや車にも構わず突進するなど想定を超えた行動をとるため、絶対に安全な状態などないと心得ておくこと。
- 6 クマは人間をはるかに超えるスピードと力を持った動物であり、まともに対峙しては人間は全くの無力となるため、身を守るための備えには万全を期し、不用意に近づかないよう常に意識して行動すること。
- 7 市街地等の中におけるクマがどれほどの脅威であるかを市民は認識できていない状況にあるものと捉え、市民の避難、誘導の際には、明確でわかりやすい指示を心掛けること。

第1 対応マニュアル策定の目的

里山や集落辺縁部の農地は、かつては野生動物の生息域と人の生活圏を隔てる緩衝帶として機能しており、人里に大型野生動物が出没することは稀であった。しかし、近年の人口減少と高齢化による担い手不足等から里山は荒廃し、耕作放棄地が増加するにつれて野生動物の生息域が拡大してきており、集落内部での目撃も多くなってきてている状況にある。

野生動物による農作物等の被害拡大を防ぐためには、出没地付近における誘引物の除去や、見通しの確保などの環境改善策のほか、被害をもたらす有害鳥獣の捕獲等により対策を行ってきたところであるが、近年はこうした対策が困難な市街地等の住宅が密集した地域(以下、「市街地等」という。)での出没例が増えてきており、令和元年には花輪と大湯温泉市街地において2件の人身事故が発生したところである。

市街地等においては、銃器を使用した有害鳥獣捕獲ができないため、追払いによる排除が基本となるが、市民の安全を確保するには広範囲における対策が必要であり、通常の有害鳥獣捕獲の場合と違い多くの人員と関係機関の連携が不可欠である。

このような背景から、市街地等にツキノワグマ及びイノシシ(以下、「クマ」という。)が出没した際ににおいて、関係機関が連携して迅速かつ適切に対応し、住民の人身被害の発生を未然に防止するため、出没時の状況に応じた対応従事者の具体的対処方法のほか、鹿角市、鹿角市鳥獣被害対策実施隊(以下、「市実施隊」という。)、鹿角警察署、秋田県、その他関係機関における役割について申し合わせに基づき「ツキノワグマ等市街地等出没対応マニュアル」を策定するものである。

第2 基本方針

1. 住民への注意喚起と安全確保

市街地等にクマが出没した際は、速やかに住民へ注意喚起とともに、関係機関の連携のもと住民の屋内待避や誘導等を行うものとし、その対応に当たっては、住民の安全確保を最優先とする。以下、イノシシ等の出没があった際は、クマに準じた対応をするものとする。

2. 排除と捕獲

市街地等にクマが留まっている場合若しくはその可能性が高い場合においては、住民と対応従事者の安全を確保しつつ、基本的に追払いにより市街地等から排除する。

山林まで追い払うにあたり、住民の安全確保が困難となる場合など、周囲の状況からやむを得ないと判断される場合は、現地において対応の方法の有効性等を検討したうえでクマを捕獲するものとする。

なお、対応を行う関係機関及びその役割、対応従事者等については「別表1」に示すとおりとする。

第3 対応従事者の心構え等

1. 平素の心構え

(1) 連絡体制の保持

緊急時における必要な情報が速やかに入手できるよう、市のメール配信システム（以下、「メール配信システム」という。）を受信できるようにしておく。また、クマの出没は明け方や夕方に特に多いことから、自身の勤務時間外における対応も必要な場合がある事を認識しておく。

(2) 自己の任務確認

緊急時に対応が必要となる機関、職員等においては、本マニュアルによる役割や対応要領等を事前に確認の上、クマの出没状況や被害発生状況などの情報に耳を傾けておくとともに、身近な場所に出没した場合を想定して対応策等を考えておくよう心掛ける。

(3) 知識の研鑽

日常得られる情報から、被害の発生源や環境要因についての見識を持つよう心掛け、可能な限りの事前防止対策に努める。

2. 緊急時の心構え

(1) 現場出動

メール配信システムやその他情報源により、現地への出動の必要性が生じた者は、可能な限り速やかに装備を整え現地へ赴くものとする。

この際、出動の必要性について判断がつかない場合においては、上司等の判断を仰ぎ行動する。

職場から離れている場合や勤務時間外など現場への到着に時間がかかる場合は、無理に急がずに安全に配慮の上、現地対応に向かうものとし、現地への急行が困難と判断される場合においては、上司に報告を行う。

(2) 不測の事態への備え

クマを始めとする野生動物は人の想定を超えた行動をとることがあるため、常に不測の事態に備え、安全確保を第一に考えた行動をするよう心掛ける。

(3) 関係者間の情報共有

現地では情報が錯綜することがあるため、対応従事者間における情報共有と冷静な対応に努める。

3. 対応のための備え

(1) 緊急連絡先等の情報共有

施設管理者においては、施設職員及び関係者間において緊急時の対応方法や避難経路について打ち合わせをしておくとともに、緊急時における連絡先を情報共有しておく。

市においては、クマの出没状況や被害発生状況等について住民や関係機関等に速やかに情報提供が行えるように心掛けておくとともに、緊急連絡先等は随時更新を

行い、常に最新の状態を保つように努める。

(2) 必要物品等の備え

市は、緊急時の出動に備え、現地本部における対応で必要となる物品等を普段から想定しリスト化しておくとともに、速やかに持ち出しが可能となるよう、保管場所の確認及び職員間の情報共有を行い、可能な限りまとめて保管するよう努める。

(物品例：テント、折りたたみテーブル、椅子、筆記用具、住宅地図、市街地地図(1/2500以上)、無線機、ドローン、動物駆逐用煙火、着火用具、捕獲ネット(防護用)など)

対応従事者は、身を守るための装備を用意しておく。

(装備例：熊鈴、クマスプレー、爆竹、ロケット花火、着火用具、ヘルメット、盾、刺股(棒、なた鎌等)、リュックサックなど)

4. 対応訓練等の実施

市街地等にクマが出没して緊急出動が必要となった際に、住民の室内退避や、クマの市街地等からの排除にスムーズに対処できるよう、市民や施設、関係機関等が共同し、緊急時を想定した訓練を隨時行い、有事に備えるものとする。

また、市街地等に所在する各施設等においては、退避手順等の安全対策について市の所管部署等と協議・整理するなど有事に備えておくものとする。

第4 対応要領

1. 出没状況に応じた対応レベルの設定

クマの出没場所や被害、頭数、移動先等のほか、出没による危険性や地域住民の生活への影響、対応の緊急性等を考慮し、状況に応じた対応を行うため、次のとおり2段階の対応レベルを設定する。

	監視警戒レベル	緊急出動レベル
出没状況	市街地等でクマの目撃情報があり、現時点で、人身事故発生の危険性は低いが再出没する危険性がある状況。	市街地等にクマが留まっている又は潜伏しているとの情報があり、人身被害が発生する危険性が高く、緊急的な対応を必要とする状況。
出没事例	市街地等にクマの痕跡があるが、既に立ち去っている。 市街地等の近くでクマが徘徊又は留まっている。	市街地等でクマによる人身事故が発生した。 クマが市街地等を徘徊又は留まっている。 クマが施設等に侵入、又は立てこもっている。

2. 監視警戒レベルにおける対応

(1) 監視警戒レベルにおける関係機関の役割

監視警戒レベルにおける関係機関の具体的役割については「別表1」に示すとおり

とする。また、関係機関における連絡体制については「別表2」に示すとおりとする。

(2) 現地における対応

ア 市民への注意喚起

市街地等におけるクマの目撃情報を認知した場合、鹿角市農地林務課（以下「農地林務課」という）は、メール配信システム等により速やかに出没地周辺の市民や施設関係者等に情報提供を行う。

イ 対応職員等の動員

市は、市街地等におけるクマの目撃情報に基づき対応職員等の動員を図る。また、この時点でクマが市街地等に留まっている可能性がある場合は、鹿角市総務課危機管理室（以下「危機管理室」という。）に状況を伝え、緊急出動レベルに備えておくものとする。

農地林務課は、情報の整理や各機関等への情報提供を主に行う「連絡調整職員」と、現地で対応を行う「現地急行職員」に分けて配置し、現地急行職員は、装備が整い次第、速やかに現地調査に向かうものとする。

現地調査及びその後の対応には、銃砲の使用も想定されるため、市実施隊隊員に対しては、有害鳥獣捕獲許可（口頭許可）等、法に基づき、銃砲を携帯し現地に待機しておくよう指示する。

ウ 現地調査

現地急行職員は、目撃地周辺の状況を確認し、可能な限り目撃者から当時の状況について聞き取りを行うものとして、また、現地に駆けつけた警察官や他の職員等と合流した後、クマのその後の動向について調査を行うものとする。

調査を行う者は、安全の確保のため、常に複数人で行動するとともに、可能な限り護身用品を装備して調査にあたるものとする。

周辺住民に対しては、関係機関協力のもと、出没状況や屋内への退避等について広報活動を行うものとする。

調査の結果、既に市街地等から立ち去ったと判断された場合は速やかに連絡調整職員に連絡を行い、事態の収束についてメール配信システムやコミュニティFM放送等により市民への周知を図るものとする。

クマが市街地等に留まっている若しくは潜伏している可能性が高いと判断された場合は、速やかに連絡調整職員に連絡を行い、「緊急出動レベル」に移行し、関係機関への周知を行う。

3. 緊急出動レベルにおける対応

(1) 緊急出動レベルにおける関係機関の役割

緊急出動レベルにおける関係機関の具体的役割等については「別表1」に示すとお

りとする。また、関係機関における連絡体制については「別表2」に示すとおりとする。

(2) 現地における対応

ア 現地本部の設置

現地対応にあたり、出没現場近くの適切な場所に、農地林務課、市実施隊及び鹿角警察署により構成される「現地本部」を設置する。

なお、市民の退避誘導等において人員の不足が見込まれる場合にあっては、農地林務課以外の鹿角市職員（以下「市職員」という。）から動員された職員も加えるものとする。

現地本部には、「指揮班」「現地調査班」「広報班」「規制班」「追払い・捕獲班」を設置する。

それぞれの役割については下記のとおりとする。

【現地本部】

①指揮班	各班の指揮統制 府内本部との連絡調整 対応方針の決定 等	鹿角市農地林務課 鹿角警察署 市実施隊 その他動員職員
②現地調査班	出没場所及び周囲の状況、環境等の調査 追払いルート等の調査	
③広報班	警戒区域内における屋内退避指示など注意喚起広報	
④規制班	周囲の通行規制 通行人等の退避誘導	
⑤追払い・捕獲班	追払い、捕獲 その他不測の事態への対応	

イ 指揮者の選任

農地林務課と鹿角警察署双方から指揮者（責任者）並びに指揮班要員を選任し、指揮班として、双方協力のもと本部全体の運営にあたるものとする。

指揮者は、クマの出没状況や被害発生状況、対応状況を一元的に収集、分析、管理しながら、現地対応にあたるとともに、屋内退避や規制等が必要な場合においては府内本部と連携のもと、各班に指示や情報提供を行う。

ウ 警戒区域の設定

現地本部の指揮者は、現地調査による周囲の状況や追払い等を行う際のルート案、クマの移動速度、市民の屋内退避等に要する時間等を勘案し、市民に危害が及ぶおそれのある区域を「警戒区域」として設定する。

警戒区域を設定した際は、庁内本部に報告を行う。

警戒区域は、クマの動向により必要に応じて随時変更を行い、変更した際は、現地対応が混乱しないよう、各班及び庁内本部に速やかに連絡を行う。

エ 住民の安全確保

警戒区域内においては、必要に応じて広報車等による周知や通行規制等を行うなど、区域内の通行人や住民、施設利用者等の安全確保に努める。

オ 現地対応従事者の行動

警戒区域内においては、ヘルメットや盾、クマスプレー等自身を防護する器具を所持し、常に複数人で行動するとともに、極力警察官を加えた組み合わせとなるよう心掛ける。

対応従事者間の連絡については、無線機等を活用し、互いの状況把握と情報共有に努める。

警戒区域内においては、緊急避難措置として警察官による発砲命令の可能性も考慮し対応にあたる。

カ 対応方針の決定

クマの市街地等からの排除方法については、現地本部の指揮者は、周辺住民や現地で対応にあたる職員等の安全を第一に考慮の上、市実施隊や秋田県自然保護課等のクマの生態に詳しい者の意見等を参考としながら協議し対応方針を決定する。

対応方針はできる限り早期に協議決定を行い、方針決定までの間は、状況の確認と周辺の安全確保を第一に対応する。

また、対応方針が決定しだい、広報班、規制班、追払い・捕獲班にそれぞれの役割に応じた具体的な指示を行い、連携して現地対応にあたらせる。

現地対応にあたり、現地本部の人員の不足が見込まれる場合は、現地本部は庁内本部に対し、新たな職員等の動員を要請する。

クマの排除方法に関しては、市街地等では原則として銃砲を使用した有害鳥獣捕獲ができないことから基本的に「追払い」により行うこととする。

しかしながら、追払いでは、住民の安全確保が困難で危険を伴うと判断される場合や周囲の状況等でその他方法によらざるを得ない場合においては、「麻酔薬」や「箱罠」若しくは緊急銃獣など緊急避難的な銃砲による捕獲も検討することとする。

（3）庁内本部における対応

ア 庁内本部の設置

警戒区域の設定に係る市民への周知や屋内退避・誘導等について、関係機関等

と連携して迅速な対応にあたるため、鹿角市役所内に「庁内本部」を設置する。

庁内本部においては、現地本部との情報共有に努め、警戒区域の設定や解除等各種情報を市民に対して周知を行うとともに、市職員の動員及びその他関係機関との連絡調整を行う。

なお、市職員や各関係機関との緊急連絡先などについては、あらかじめ情報共有しておくものとする。

イ 警戒区域の設定に係る市民への周知

現地本部において「警戒区域」が設定された際は、市民に対してメール配信システム等により速やかに周知を行う。

また、警戒区域の解除や範囲の変更があった際も市民及び対応職員に対し速やかに周知を行う。

なお、周知の際は、クマの位置や警戒区域の範囲のほか、区域内においては不要不急の外出を控え、出入口や窓を閉めて窓などからは距離をとるなどの退避方法等も併せて周知する。

ウ 警戒区域内の施設等への連絡

警戒区域内の施設等における退避等に関しては、施設の種別に応じた市の所管部署の職員と協力・連携して行う。

施設等の区分等については、「別表3」に示すとおりとする。

庁内本部から連絡を受けた各所管部署の職員は、施設管理者に対し、クマの位置や警戒区域の範囲のほか、施設職員や利用者等の屋内退避等による安全確保を指示するとともに、退避等が完了した際の折り返し連絡を依頼する。

各所管部署は、施設等から退避等が完了した旨の連絡を受けた際は、速やかに庁内本部に報告する。

エ 各施設等における退避行動等

警戒区域の設定及び退避等について連絡を受けた各施設等は利用者や職員を屋内等に退避誘導するなど安全確保を行い、退避等が完了したときは市の所管部署にその旨を報告する。

なお、各施設等の退避誘導を行うにあたり、施設職員のみでは人員が不足している場合は、市の所管部署を介して庁内本部に対して支援を求める旨の報告を行う。

警戒区域内の学校等にあっても、屋内退避のほか、集団登下校の実施や登下校時間の変更を行うなど生徒児童の安全確保を図る。

オ 退避誘導に係る市職員の緊急動員

警戒区域内において、市民の退避誘導を行うにあたり、現地の対応従事者だけ

では人員の不足が見込まれる場合は、市職員の緊急動員を行う。緊急動員を行う際は、市職員向けのメール配信システムを使って連絡し、対象となる職員はメールの指示に従い準備を行った上で配置場所に向かう。

また、動員された職員の上司は、部下の動員状況の把握に努める。

(4) クマの排除に向けた対応

ア 追払い

基本的には追払いにより山林等に誘導して周囲の安全を確保することを第一として対応することになるが、状況により住民に危険が迫った場合には、方針転換を余儀なくされることもあり得ることから、市実施隊にあっては追払い中も、緊急避難的な銃砲による捕獲も視野に入れた対応をする必要がある。

① 追払いルートの選定

クマを追払いにより市街地等から山林等まで誘導する場合においては、現地の状況やクマの動向から住民の安全確保を第一としたルートを選定する。

クマは、身を隠せる場所を好み、人目につかない場所を移動したがる習性があるので、建物の間や人家の庭、垣根の中、河川、藪等に侵入する可能性が高いことを考慮する。

② 追払いの開始

追払いは、警戒区域内への周知や規制状況など住民の安全確保を確認した後に開始する。

追払いの従事者は、防護器具等を装備し、常に複数人で行動することを心掛け、自身の安全確保を図る。

③ 追払いの方法

追払いは、クマと接触しないよう、爆竹等花火の他、クマスプレー等を使用しながらルートに沿って誘導する。

ルートを塞ぐ必要がある場合は、人で塞ぐようなことはせず、車両等人の安全が確保される物品を使用して行う。

イ 捕獲

追払いでは住民の安全確保が困難であり、危険を伴うと判断された場合には、捕獲を行ったうえで住民の安全を確保する必要がある。

捕獲する方法は、①麻酔薬による捕獲、②箱罠による捕獲、③銃砲による捕獲があげられるが、それぞれの有効性、問題点を考慮しながら状況によって最適な方法により実施するものとする。

① 麻酔薬による捕獲

麻酔薬の使用は、クマへの危害を最小限に留めたうえで、住民の安全を確保するには有効である。しかしながら、県内で麻酔による不動化対応を行っている秋田県自然保護課への説明、麻酔の手配依頼には時間がかかること、吹矢を

使用する場合は、クマの至近距離まで近づく必要があり危険が伴うこと、麻酔を使用した後も、麻酔が効くまでの間、クマが暴れる恐れがあること、麻酔により動けなくなっても突然動き出す場合がある等、麻酔薬対応により周辺住民に危険が及ばないか等を十分考慮する必要がある。

市が麻酔銃猟を実施する場合は、鳥獣の捕獲等の許可を受けるほか、県知事による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（秋田県自然保護課への申請）を受けなくてはならない。また、吹き矢等を使用する猟法は危険猟法に該当し、環境大臣の許可（東北地方環境事務所への申請）を受けなくてはならない。ただし、麻酔銃猟であっても、麻酔薬の種類及び量により、危険猟法に該当する場合がある。

なお、麻酔薬の効果が確認された後は、箱罠を使用するなどして安全な場所に移動させてから殺処分する。

② 箱罠による捕獲

箱罠での捕獲は、捕獲後の安全面では有効な方法ではあるが、クマの行動が予測できない環境下では箱罠に誘導すること自体が困難である。

箱罠での捕獲を行う場合は、原則として有害鳥獣捕獲許可に基づき箱罠を用い、安全な場所に移動させてから殺処分する。

③ 銃砲による捕獲

銃砲による捕獲は、対応後の安全確保が確実なものとなる。しかしながら、住宅街での射撃は本来認められておらず、その射撃には緊急避難的対応が必要となることから、危険が迫ることが想定された段階で、事前に「捕獲環境要件チェックリスト」（別表4）に基づき、周囲の安全確保や違法性を阻却する要件を具備していることを対応者全員で確認し対応することが必要である。

銃砲を使用して捕獲する場合は、その射撃には常に危険が伴うものであることから、周辺住民及び現地対応を行う者の安全確保のため、市街地等における銃砲の使用はあくまで緊急時のやむを得ない場合に限る措置ということを前提に、安易な使用判断はせず、慎重に判断すべきである。

緊急銃猟を実施する際は、緊急銃猟ガイドラインに沿って、別表5のとおり役割を分担し安全対策を行い、緊急銃猟ガイドラインの表13により実施の前提条件を確認するものとする。緊急銃猟の射手については、緊急銃猟ガイドラインの表17により要件及び受託の意思確認を行うものとする。緊急時において、表13及び表17による確認は、電子データによる記録を行うことで、口頭により行ってよいものとする。

（5）対象個体を見失った場合の対応

追払い等の途中でクマを見失った場合、対応従事者は、現地本部に見失った状況と場所を速報するとともに、車両内へ退避するなど自身の安全確保に努める。

また予期しない場所から現れ、近づいた瞬間に襲われる可能性があるため周囲の

状況を十分警戒しながら見失ったクマの搜索を行う。

速報を受けた現地本部は、直ちに各班に状況を連絡し、周囲の状況を警戒させ、必要に応じて警戒区域の見直しや対応方針の変更を検討する。

見失ったクマの搜索は、周囲の状況を十分警戒しながら行う。対応にあたる市実施隊隊員は、自身の安全確保に留意した上で、緊急避難的な銃砲の使用も考慮しながら、警察官と行動を共にするなどの対応を取る。

第5 再出没防止対策の実施

市街地等でクマの出没があった箇所においては、農地林務課及び市実施隊は対応レベルが解除された後に周辺の点検、見守りを行い、市街地等への侵入ルートや生息地の推定、誘引物の有無等の調査を行う。

調査の際には、周辺住民からの聞き取りや、監視カメラを用いてのモニタリング等から、市街地等に継続して出没していないかを調査し、必要に応じ、市街地等の周辺部での有害鳥獣捕獲を検討する。

また、地域内の自治会や施設等に対して、秋田県自然保護課の「ツキノワグマ出没点検マニュアル」に沿って環境点検を実施し、誘引物の除去や、周辺に緩衝帯を設置するなどの環境整備を行うよう指導する。